

平成25年(行ケ)第59号 裁決取消等請求事件

平成25年(行ケ)第60号 裁決取消等請求事件

原告 草野利一ほか56名、清水正悟




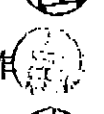


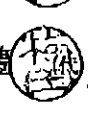



被告 国(処分行政庁 総務大臣)

準備書面(4)

平成27年2月27日

東京高等裁判所第23民事部Eイ係 御中

被告指定代理人

中野康典	
中島伸一郎	
下宮浩幸	
梅田敦	
吉田一作	
川口晃	
野村惇哉	
鎌田亮	
大橋豊	
鈴木亮佑	

被告は、本準備書面において、従前の主張をふえんして述べるとともに、原告らの平成26年11月27日付け「原告ら第3準備書面」（以下「原告ら第3準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 電波監理審議会が本件技術基準の合理性を基礎づける事実として認定した事実についても実質的証拠法則が適用されること

1 はじめに

被告準備書面(2)第1の2(2)(3及び4ページ)で述べたとおり、法が実質的証拠法則を採用した趣旨は、電波監理審議会における審議が準司法的な手続で行われていることを前提として、高度に専門的技術的な事実認定と判断を要する事柄について、電波監理審議会の専門的技術的な知識経験に基づく事実認定と判断とを尊重し、裁判所の審査の範囲を法律的なものにとどめることによって、経験則によって認定した個別的具体的な事実に法を解釈適用することを職責とする裁判所が必ずしもよくなし得ない専門的技術的な判断から裁判所を解放するとともに、事案の適切な解決を図ることにある。

そうすると、本件技術基準の合理性を基礎づける事実についても、裁判所が判断することが必ずしも適切とはいえず、事案の適切な解決を図る上では電波監理審議会の専門的技術的な知識経験に基づく事実認定と判断とを尊重する必要があるのであるから、実質的証拠法則が適用され、裁判所は、電波監理審議会の判断に拘束されると解すべきである。

以下、詳述する。

2 本件技術基準は高度に専門的技術的な知識経験に基づく事実認定と判断が前提となっていること

(1) 電波利用に関する規制には、本来的に、高度に専門的技術的な判断が必要

となること

電波は、光と同じ法則によって空間を伝搬するが、その伝搬は、定速度性、直進性、拡散性をもち、また、毎秒30万キロメートルという高速性をもっている。こうした特質から、電波は、通信、測位、放送、航行等様々な用途をもって、政治、経済、交通、文化、教育、産業等あらゆる分野で利用されている。

そして、電波の利用は、空間を高速で伝わる電波の特性を利用して、これを映像、音声、信号等の搬送のための媒体とするものであるから、その搬送する電波には、映像、音声、信号等を搬送するための幅が必要となる。また、電波の性質上、電波自体の固有の周波数に偏差の生じることもある程度はやむを得ない。そのため、利用される電波は、所定の幅をもって共通の空間を伝搬することとなるが、受信側において搬送される内容を正しく識別する必要があることを考えれば、利用可能な電波の数には限度がある。

したがって、電波の利用に当たっては、相互の混信等を防ぎ、また、利用の目的がよく達せられるために、高度の技術性と利用方法の統一性、一定性といった専門的な判断が要求されるのであって、電波利用に関する規制には、本来的に、高度に専門的技術的な判断が必要不可欠となる。

もっとも、電波を利用することによって享受される利益は国民が等しく受けるべきものであって、国家のものではないから、「電波は国民のものである」との基本的な考え方の下、法は、飽くまでも電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的として(法1条)、電波に関する各種の規制を定めている。

(2) 本件技術基準は高度に専門的技術的な知識経験に基づく事実認定と判断が前提となっていること

本件技術基準が策定された経緯については、被告準備書面(1)第2の1(4)ウ(1)(17ないし25ページ)で述べたとおりである。すなわち、我が国に

における電力線搬送通信設備の利用拡大の気運の高まりに対応してP L Cの利用が検討されることとなったが、高周波電流を利用することによる漏えい電波に関して何ら規制しなければ、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれが否定できないため、許容されるP L Cの技術基準を策定することが要請され、このような観点から本件技術基準が策定されたものである。

このように、本件技術基準は、電力線搬送通信設備の利用拡大という社会的要請の下、P L Cによる他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれがあるという弊害を避けるために策定されたものであるが、電波利用に対する規制の必要性及び合理性という観点からみれば、いかなる設備であれば他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるのか(規制の必要性)、また、いかなる設備であれば他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低いという目的を達し得るのか(規制手段の合理性)、という判断に基づき策定されているものであり、このような判断をするに当たっては、被告準備書面(1)第2の1(2)ウ(1)(7及び8ページ)及び前記(1)で述べたとおり、電波に関する高度に専門的技術的な知識経験に基づく事実認定と判断が必要不可欠である。

3 電波監理審議会が本件技術基準の合理性を基礎づける事実として認定した事実についても実質的証拠法則が適用されること

型式指定処分を含む総務大臣の処分についての異議申立てがあったときは、総務大臣は、遅滞なく、電波監理審議会の議に付さなければならないところ(法85条、83条)、総務大臣の処分は国民の電波利用に対する制約であって、当該処分が適法であるというためには、当該処分が法が要求する基準等に従っていることが前提となるから、電波監理審議会は、総務大臣の当該処分が適法であるか否かを判断するに当たり、当該処分が根拠とした基準等が適法であるか否かを判断しなければならない。

これを本件型式指定処分についていうと、本件型式指定処分が適法であるか否かの判断に当たっては、本件技術基準が適法であるか否か、すなわち、本件技術基準が法100条1項1号括弧書きに基づく委任の範囲を逸脱していないか否かを判断することが不可避となるが、この判断は、総務大臣に認められた裁量権を前提に、本件技術基準が規制としての必要性及び合理性を満たすものであるか否かという判断そのものである。そして、前記2(2)で述べたとおり、本件技術基準が高度に専門的技術的な知識経験に基づく事実認定と判断を前提としているのであるから、本件技術基準が規制としての必要性及び合理性を満たすものであるか否かを判断するに当たっては、電波に関する高度に専門的技術的な知識経験が必要不可欠であって、電波に関する高度の知識経験を有した電波監理審議会でこそ判断できる事柄であるといえる。

そうすると、本件技術基準が法の委任の範囲を逸脱しているか否かそれ自体の判断については、法律的な問題として裁判所の司法審査の対象となるとしても、その判断の前提となる本件技術基準の合理性を基礎づける事実の認定については、高度の専門的技術的な判断なくしては認定することはできないというべきであり、かかる判断について実質的証拠法則が適用されないとなれば、裁判所が専門的技術的な判断をしなければならないこととなり、結局、電波監理審議会の専門的技術的な知識経験に基づく事実認定と判断とを尊重し、裁判所の審査の範囲を法律的なものにとどめることとした実質的証拠法則の趣旨が没却されることになる。

したがって、本件技術基準の合理性を基礎づける事実については、実質的証拠法則が適用され、裁判所は、電波監理審議会の判断に拘束されると解するべきである。

第2 本件技術基準におけるコモンモード電流の許容値設定について

1 原告らは、「パソコン等のIT機器の許容値と等しいといえるためには、E

MI¹ 規制であるVCCI技術基準²を充たす必要がある」ことを前提に、「本件技術基準はVCCI技術基準を充たしておらず、したがって本件技術基準が電波法100条1項による委任の範囲を逸脱したものであることが明らかである」と主張する(原告ら第3準備書面第3の2・6ページ)。

2 この点、被告準備書面(Ⅰ)第2の1(4)ウ(7)(16及び17ページ)で述べたとおり、本件技術基準としていかなる基準を策定するかについては、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が典型的に低いといえる限り、総務大臣に一定の裁量権が認められるというべきであって、本件技術基準がVCCI技術基準を満たさなかったとしても、そのことから直ちに本件技術基準が法100条1項1号括弧書きの委任の範囲を逸脱しているとはいえないから、その意味で原告らの上記主張は失当といわざるを得ない。

3 また、その点をひとまずおくとしても、以下に述べるとおり、本件技術基準はVCCI技術基準を満たしているのであって、原告らの上記主張は理由がない。

すなわち、原告らは、「PLCは電力線を使うことから、VCCI技術基準

*1 EMI

電磁妨害。電子・電気機器が発する妨害波が周囲の電子機器や人体に影響を与えること。

*2 VCCI技術基準

一般財団法人VCCI協会(旧名称:情報処理装置等電波障害自主規制協議会)は、電子・電気装置から発生する妨害波などがもたらす障害を抑止し、また外部からの電氣的な妨害による電子・電気装置の障害を防止するために、関係業界の協力によりそれらの妨害波や障害の抑止について自主的に規制し、電子・電気装置を利用する我が国の消費者の利益を擁護することを目的とした一般法人(非営利型)財団法人であり、VCCI技術基準は、VCCIが定めた自主規制のための技術基準をいう。

においては、クラスB情報技術装置の電源ポートの伝導妨害波等の許容値が適用される事になる」(原告ら第3準備書面第3の2・6ページ)として、VCCI技術基準における電源ポートの伝導妨害波の許容値と、本件技術基準の通信状態における伝導妨害波の許容値を比較する。

しかしながら、PLC機器は、電源ポートから電力線を介して通信を行う設備であって、通信状態においては電源ポートが通信ポートとなって通信データが流れるものであるから、本件技術基準の非通信状態における伝導妨害波の許容値は、VCCI技術基準の電源ポートの許容値と比較すればよいが、通信状態における伝導妨害波の許容値は、VCCI技術基準の電源ポートの許容値ではなく、通信ポートの許容値と比較しなければならない。そして、その比較結果は、以下のとおりとなる。

VCCI技術基準

電源ポートの伝導妨害波

(電流許容値)	準尖頭値	平均値
500kHz～5MHz	12dB μ A	2dB μ A
5MHz～30MHz	16dB μ A	6dB μ A

通信ポートの伝導妨害波

(電流許容値)	準尖頭値	平均値
500kHz～30MHz	30dB μ A	20dB μ A

本件技術基準

非通信状態における伝導妨害波

(電流許容値)	準尖頭値	平均値
500kHz～5MHz	12dB μ A	2dB μ A
5MHz～30MHz	16dB μ A	6dB μ A

通信状態における伝導妨害波

(電流許容値)	準尖頭値	平均値
500kHz～2MHz	26dB μ A	16dB μ A
2MHz～15MHz	30dB μ A	20dB μ A
15MHz～30MHz	20dB μ A	10dB μ A

注 電圧と電流の変換には原告らと同じく44dbの変換係数を用いている。

上記の比較結果をみれば明らかなおり、本件技術基準は、いずれの場合もVCCI技術基準と同等かそれよりも厳格なものであって、原告らの上記主張に理由がないことは明らかである。

以 上